

香川働き方改革推進会議

香川労働局資料

令和5年10月19日

上限規制の適用が猶予となる事業・業務

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い（2024年4月1日以降）
建設事業（※）	<ul style="list-style-type: none">● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。● 災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、次の規制は適用されません。<ul style="list-style-type: none">✓ 月100時間未満✓ 2～6か月平均80時間以内
自動車運転の業務（※）	<ul style="list-style-type: none">● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。● 時間外労働と休日労働の合計について、次の規制は適用されません。<ul style="list-style-type: none">✓ 月100時間未満✓ 2～6か月平均80時間以内● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none">● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。● 時間外労働と休日労働の合計について、次の規制は適用されません。<ul style="list-style-type: none">✓ 2～6か月平均80時間以内● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。● 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※ 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>

※ 上記のほか、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業も上限規制の適用が猶予されており、2024年4月1日以降、上限規制が適用される

※ 建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている。

時間外労働の上限規制 支援策等

事業主への支援等

- 上限規制に関する説明会（適用猶予業種向け 2023年度 県内計15回予定）
- ポータルサイトの開設
- 相談窓口の設置（全業種共通：働き方改革支援センター）
※建設業、トラック運送事業、医療については、各業種に特化した相談窓口を設置
- 働き方改革推進支援助成金（令和5年度に同助成金に適用猶予業種等対応コースを新設）

他の事業主や国民向けの啓発等

- 労働時間等設定改善法の改正（2019.4施行）
※事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設
- いわゆる「下請けたたき」が認められる事案の公正取引委員会等への通報制度
- 国民や発注者向け大規模広報「はたらきかたススめ」プロジェクト（2023.6～）
 - ・ 特設サイト開設、PR動画、PRイベント、ポスター等の掲示、SNSを活用した周知（本省）
 - ・ 特設ページ開設、啓発チラシ作成、幅広く周知（香川労働局）
- その他業種別の対策
(例) ・ 「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主に対し長時間の荷待ち防止を要請
・ 香川建設業関係労働時間削減推進協議会を開催